

事 務 連 絡
平成25年4月26日

各消費生活協同組合 代表者 様

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長
(公 印 省 略)

一般社団法人日本共済協会生活協同組合委員会作成の
「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針」
の一部改定について（事務連絡）

標記について、別添のとおり厚生労働省から事務連絡がありましたので、お知らせします。本事務連絡の主旨、内容等にご留意の上、組合の円滑な運営に努められますよう、お願いします。

なお、本指針は、共済事業実施組合のうち、共済計理人を設置している組合のみに関係する内容となっておりますことを申し添えます。

※本通知文書については下記ホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.osaka.jp/danjo/seikyou/>

担 当：大阪府府民文化部男女参画・府民協働課 府民協働グループ 佐々木 電 話：06-6210-9267 FAX：06-6210-9322
--